

批評・紹介

通制條格の研究譯註

- 第一冊 昭和三十九年十二月 東京
 中國刑法志研究會 A5判 四〇一頁
 小林高四郎、岡本敬二編
- 第二冊 昭和五十年三月 東京 國書
 刊行會 A5判 三七〇頁 岡本敬二編
- 第三冊 昭和五十一年三月 東京 國
 書刊行會 A5判 本文二七四頁
 索引一二八頁 岡本敬二編

本書は大元通制條格（三十卷、第一卷闕。以下通制條格と通稱する）の譯註書である。通制條格は元代の法令書であり、元代に編纂された大元經世大典の條格部分の現存せるものである。従って本書の紹介に先だち周知のことながら通制條格そのものについて、元代史料上に占める地位を中心に紹介することにする。通制條格についてはつとに ①安部健夫『大元通制解説—新刊本「通制條格」の紹介に代へて』（元代史研究）に詳論されており、その法典としての性格についてはここに贅言を要しないであろう。また元代法制史料上に占める地位についても、右の外、②安部健夫『元史刑法志と「元律」との関係に就いて』（同右） ③岡本敬二『元史刑法志の系譜』

（元史刑法志の研究譯註）④『「通制條格」と「元典章」（鎌田博士還暦記念歴史學論叢）などによってかなり明らかにされてある。

元代の諸法令は周知の如く制詔、條格、斷例等からなり、またそれらは（大）元（聖政國朝）典章、通制條格、元代白話碑集錄、廟學典禮等とその大部乃至一部が採録されて現存する。これらの史籍はいづれも元代研究の根本史料でありながら難解をもつてきこえ、譯註乃至校注書の刊行が切望されていたものであり、校定本元典章刑部第一、二冊及び本研究譯註書が刊行されて大きくその突破口を開いたものの、今なお中國史研究者の容易な侵入を許さない。就中元典章と通制條格とは密接な關係にあり、ともに利用價值が最も高く、屢々元代研究に引用されながらも、たえず一抹の未慣熟感と不充足感とを讀者に味わせる程の難文をもつて充滿されてある、と言つても過言ではあるまい。兩書は先掲①④や⑤山崎忠「別里哥文字攷」（東方學報京都二十四）等に論ぜられてある如く、同一法源にもとづいているが、兩書の諸條文には雙方につけられたものと一方にのみしか採録されていないものがある。言うまでもなく條文數は元典章（條數二千六百餘、後出⑩による）に多く、通制條格（條數六百五十三、本譯註書による）はこれに比すれば遙に少ない。史料價值ひいては利用度も元典章の方が一般的に高いとみて大過ないが、通制條格には元典章にはみえぬ條文が多い。（その數比は全條文の對比檢討の結果が未だ公刊されていないので明確ではないが、本譯註はほぼその責を果している。）①によれば「試みに、通制條格の戸令凡て一百二十五條をとつて、元典章の條規に對比してみたところ、その中約三分の一までは兩者に共存する。これに據つても通制と典章とが同一法源に即いて別個の體式の下に編纂されたもの

である事は明らかである」とあるが、これを逆用させて頂ければ、通制條格の戸令のみで、一百二十五條中約三分の二の元典章には見えない條文を有することになる。このことはさらでだにすぐれた通制條格の史料價值を更に高めるものである。また元典章と通制條格とに共存する條文を對比すれば、往々にして文字の出入差異があり、文章量から言えば一般に通制條格の方が少く、同一法源に依據しながらより簡略化されてあることは明白であるが、一條文の詳細な検討によれば誤脱はむしろ元典章の方に多いという(③と④)による。兩論故とも元典章は沈刻元典章とそれを校勘した陳垣「元典章校補」とによっている。といって元刻本元典章によれば誤脱がはるかに減少するという意味ではない。また岡本敬二教授は、兩書に共存の條文中には同一法源に依據しながら、文書日付の差のあるものが多く、中にはいづれか一方の誤りと認められるものもあるが、むしろ二〇三〇月差のものが意外に多いことから一方(通制條格)が公布日付、他方(元典章)が受領日付と推論されると指摘された。このことからしても、兩書に共存する條文の對比の必要性が認められる。元典章は通制條格に比すればはるかに大部のものであり、その條文は兩書に共存の場合には一般により長文であるから、通制條格は元典章に一步を譲るけれども、右に述べた諸點からしてもこれに比肩する史料價值を有するものと評さなければならぬ。また經世大典の條格部分に外ならぬ通制條格は、同じ經世大典から採録された永樂大典所收の「站赤」篇等や、經世大典の憲典によつた元史刑法志、或は經世大典に依據するところ多大であるといわれる元史志類と濃厚な脈絡があり、また場合によつては、通制條格や元典章乃至兩書共通の法源から採録されたとみなし得る記事が元史の志類

——一例を挙げれば元史食貨志農桑——に見える。(②③⑤及び⑥市村讀次郎『元朝の實錄及び經世大典に就きて』〈箭内互著蒙古史研究附録〉等による)

原典の紹介は以上にとどめ、次に本譯註書の紹介に入る。それには戦後の元代史研究の二大潮流の紹介からはじめるのが適當であろう。元典章と通制條格とは元代の根本史料でありながら共に難解の蒙文直譯體と史體に満ち、その本格的讀解は戦後にはじまつたといつてよい。先鞭をつけ推進したのは京都大學人文科學研究所に組織された元典章研究班であり、その最初の成果は昭和二十九年二月發刊の東方學報京都第二十四冊(いわゆる元典章特輯號)である。京都大學には羽田亨博士以來の蒙古史、元代史研究の傳統があり、それを引き繼いだ同班研究者諸氏の諸業績によつて、元典章は次第にその扉を開きはじめたのである。これに呼應して、那珂通世、高巖兩博士以來の蒙古史、元代史研究の學燈をうけつた東京教育大學においては、小竹文夫、岡本敬二兩氏を中心に、小林高四郎氏を招いて、昭和三十三年から中國刑法志ならびに元代史の研究會を組織し、その最初の成果を同三十六年『元史刑法志の研究譯註』として世に問うた。またその間の同三十五年より通制條格に取りくんで同三十八年に講讀をおえた。本書はその成果の一端である。本研究會のメンバーは左の如くであり、當初から現在までほとんどかわつていない。すなわち小竹文夫、岡本敬二、小林高四郎、小林新三、長瀬守、大藪正哉、野口鐵郎、大川富士夫、海老澤哲雄、古森利貞、池内功の諸氏である。このことは、本研究譯註が會員諸氏個々人の長年にわたる精力的研鑽に負うものであることは言うまでもないが、同時にチームワークの成果であることを示すものであり、

加えて本研究譯註が或る意味での一貫性を有することを傍證するものである。

本書は全三冊、本文一〇五四頁、索引一二八頁の膨大なものであり、十六年の長年月を費してなった勞作である。その體裁排列をみるに、底本とした民國十九年國立北平圖書館影印本の順序にしたがつて、大通制序（元文類より引いて卷頭に附載せるもの）、戸令、學令、選舉、軍防、儀制、衣服、祿令、倉庫、廐牧、田令、賦役、關市、捕亡、賞令、醫藥、假寧、雜令、僧道、營繕の順に條文をならべ、各條文に通し番號をうち、底本の卷葉を併記する。各條はまづ原文に句點を施し、次に原文の意を損ねないよう苦心した現代語譯を掲げ、最後に註を列ねる。本譯註の特色は左の如くである。

(一) 譯は苦心のあとが察せられる好譯である。また譯を現代語風にしたのは、より解り易くあらしめんと志し、しかもこの方が口語的文體に富む原文の感じをよく表わせると考えたためであろう。蒙文直譯體と吏讀體とからなるいわゆる元典章スタイルの文章に馴染み薄い者にも、また或る程度馴染んだ者にも共に文言風の譯よりは理解し易い（譯者がいかなる意味に解しているかがわかるので）。それゆえ本書は、⑦田中謙二「蒙文直譯體における白話について」（東洋史研究一九の四）⑧「元典章文書の構成」（同右二三の四）

⑨「元典章における蒙文直譯體の文章」（東方學報三一、校定本元典章刑部第一冊別冊）⑩吉川幸次郎「元典章に見えた漢文吏讀の文體」（東方學報二四、校定本元典章刑部第一冊別冊）岩村忍「元典章刑部の研究」（東方學報二四）安部健夫「謄元典章札記三則」（元代史研究）などの諸論考と共に、蒙文直譯體、吏讀體に習熟するための好個の文獻となるものであり、また數多のキイ・ワードを

與えてくれる。

(二) 註は時に精粗の差が目立つが、おしなべて言えば元代史專攻者のみならず、ひろく中國史を專攻する者にとっても本文理解の一助となるように配慮されており、内外研究者の業績をよく引用参照してある。とくに中文と歐文文獻を博搜したところに一特色がある。

また通制條格そのものが、法典の名のもとに、政治、社會、經濟、風俗文化など多岐にわたる内容を含むため、註釋には該博の知識の上になお訪索の苦心を要したものと推察される。本譯註には關連する内外諸文獻を博搜した苦心の跡がうかがわれ、ここにもチームワークの成果を認めることができる。

(三) 率直に言えば、第一冊に比し第二、三冊の方ができばえがよい。これは第一冊が謄了後間もなく刊行されたのに比し、後者は時間的餘裕を得たため、より慎重に補訂することができたことと、また第三冊の序にいう如く、京都大學人文科學研究所教授田中謙二博士との學問交流を得たことに由るものと推察される。ここに筆者が本譯註を元代史研究における東京教育大學、京都大學の二大潮流交流の成果としても評價したい根據がある。

戦後、元典章と通制條格に代表される元代法典類が吾人に開放されはじめたのは、元典章研究班の諸業績によるものであることは繰り返すまでもないが、本研究譯註書の發刊は、同班の「東方學報二四元典章特輯號」及びそれをひきつぐ校刊本元典章刑部（繼續中）の發刊とならんで、中國史研究とりわけ元代史研究者にはかりしれない恩恵を與えるものであって、鳥辭がましい表現ながら、筆者はこれを高く評價する。最後に筆者の氣づいた若干の疑問點乃至瑕瑾を列記して、本書評への責の一端を果させていただくことにする。

第一冊

二〇二頁14行(以下數字のみを掲げる)

「管勾架庫」は「管勾架閣庫」が正しい。

二〇五 3 「儒學提舉は……のちに直學と名を改めた」とあるのは誤り。直學は最下級の學官であり、道單位に置かれた儒學提

舉は地方に配置された學官の最高職である。また儒學提舉司は道單位に置かれるのが普通で、路府州縣單位には置されない。ただし南宋征服直後の短期間江南の一部地域では路分に置かれたことがある。

二六三 6 「……三品に至って止め、本の等に於いて流轉する」とあるのは「三品に至れば、止だ本の等に於いて流轉する」とすべきであろう。

〈原文〉諸自玖品依例迁至三品止於本等流轉。

二八三 2 「委官は、是否眞僞を辨憑し」とあるのは「委官は、

馮の是否眞僞を辨じ」とすべきであろう。〈原文〉委官辨馮是否眞僞。

二八四 5 總司について「總司とは、行省と路の中間に位置する行省の出先機關である宣慰司のことではないかと考えられる」とあるが、總司とは廉訪司のことである。元代では道ごとに置かれた監察衙門廉訪司のことを、道内の路分に分置された(廉訪)分司に對して(廉訪)總司と稱することが多い。分司あつての總司であろう。ちなみに宣慰司には分司がない。強いて言えは廉訪司の分司に相當するのが宣慰司では路(總管府)であるけれども、路を分司とよぶことはない。

三九六 7 「職事散官は一高に従う」とあるのは「職事(官)は

散官より一高に従う」とすべきではあるまいか。〈原文〉職事散官従一高。

第二冊

二二 2 首領官の例として引くならば、「典吏」は、(縣の胥

吏を統率する)「典史」とする方が妥當であろう。

二二 3 「管勾架庫」は「管勾架閣庫」が正しい。

二九 9 「御臺史」は「御史臺」の倒である。

七二 8 穀 原典には「谷」とあるが、意味をとって「穀」にした」とあるが、元典章刑部、東山集には穀↓谷の用例がある。

一四七 1 「非斫伐」は「非理斫伐」が正しい。

一八三 11 「參議は樞密院・宣政院・太禧宗禋院に二員ずつ遣かれた職である」とあるが、元史百官志中書省條によれば、參議中書省事が中統元年以來置かれてある。

一九五 5 「軍民擾民」は「軍馬擾民」が正しい。

一九五 8 「物解」は「物斛」が正しい。

一九八 12 註②③は註文を關している。

二〇八 7 「曲律皇帝」に附した註①は註文を關している。ただし曲律皇帝についての註は第三冊二三七頁七行にある。

二二四 6 「末枝」は「末技」が正しい。

二七一 7 「元實」は「不實」が正しい。

二九四 13 この「總司」も第一冊二八四頁の「總司」と同じように解してあるが、この場合の「總司」については筆者にも未詳である。原文に「總司衙門」とあるので、この總司は或は衙門

を修飾する語として用いられているのではないかと思われるからである。とすれば總司、衙門は元締めの衙門というような意味になるであらう。

三二七 9 「宣使は行省の下級官人(首領官)である」とあるが、

宣使は中書省をはじめ一定の上級衙門に配置されてある上意下達¹³の使者要員であつて、奏差などと共に特殊吏職グループを形成する。それ故首領官の範疇には含めない方がよいと思う。

三三一 11 「界内 管轄内というに同じ」とあつて、界内を管轄境界内の意味に解しているが、この場合は任期内の意味に解するのがよいのではあるまいか。

三三七 9 「明日」は「明白」が正しい。

三四一 8 「順不」は「順元」が正しい。

第三冊

七 1 「送って諸路の醫學提舉司の申に據れば」は「送って據けた醫學提舉司の申に」とすべきであらう。〈原文〉送據

諸路醫學提舉司申。

三三 7 書吏に註して「……吏から官に登ろうとする者は、必ず一度は書吏を経験しなければならなかったという」とあるが、これは書吏を経由して官に登る胥吏はエリートコースを辿っているものとみなされるという趣旨の拙稿を誤解した表現である。

三五 6 「右丞」は文意からすれば「右丞相」とあるべきであらうが、元史宰相年表には、塔察兒が右丞相になった形跡はない。

一六二 9 「奏哈」は「奏呵」が正しい。

二二七 13 「納得」は「納者」が正しい。

二五九 8 「委ねて提調の部官自ら事を主り」は「提調の部官と主事とに委自(ゆだねる)す」とすべきであらう。〈原文〉委自提調部官主事。なお六部にはそれぞれ部内では最高の首領官である主事が置かれてある。(牧野修二)

中國村落と共同體理論

旗 田 勲 著

昭和四十八年 東京 岩波
書店 A5判 三一二頁

私が本書を繙いて一ばん気になるのは、第一部中國村落の研究視角(第一・二・三章、三一四九頁)では、ひろく中國村落にふれてあるが、第二部中國村落の共同體的性格についての検討(第四・八章、五三二―二六二頁)——これこそ本書が高く評價される傑出した論稿であるが——は、華北農村調査要圖で示されたように、河北の順義・良鄉・樂城・昌黎・靜海五縣(五カ村)と山東の歷城・恩縣二縣(四カ村)の調査(尤も近鄰村落の調査が處々でみえるようだが)に主として限られたもので、それを表題にあえて「中國村落」の名で論述をすめられたことである。華北村落の共同體的性格の検討。だから、華中南や東北地區の村落のそれを含みうるような